



太陽Grant Thornton Advisory Insights

ベンチャーサポート&アカウンティングアドバイザー

今回のテーマ： 不正調査のアプローチ方法と調査手続 後編

前回（[2022年9月 第19号](#)）は不正調査のアプローチ方法である仮説検証アプローチの4つのプロセス（情報の収集、情報の分析、仮説の構築、仮説の検証）のうち仮説の構築まで解説しました。今回は引き続きと仮説の検証と最終的な事実認定について解説します。

仮説の検証

十分な情報を収集し、八何（Who、with whom、Why、When、Where、To whom、How、what）について仮説を構築した後は、それを検証する調査手続を実施します。調査手続は、仮定した不正の手口に鑑みて有効な検証方法を選択することが重要です。例えば、取引先との残高確認手続は通常であれば証明力が高いと考えられますが、取引先との共謀リスクがある局面では有効性が損なわれます。

以下に代表的な手続とそのポイントについて紹介します。

1. 書類の査閲・分析（ドキュメントレビュー）

ドキュメントレビューは最も基本的かつ不可欠な手続です。これらは単に書類や証憑の内容を確認し、その内容・金額・日付等が会計取引と整合していることを確認する手続ではありません。その内容自体の真実性・合理性を検証することが求められます。例えば、カラ出張の検証であれば、訪問目的の合理性、距離と金額・単価の整合性、出張前後の業務スケジュールとの照合等が考えられます。

不正は隠ぺいを伴いますから、資料が改ざんされている可能性を通常以上に注意する必要があります。通常と異なる様式や署名、簡易的な取引内容の記載は勿論のこと、フォントや筆跡の違和感、罫線の歪みや不自然な空白等から改ざんの端緒が掴めることもあります。

書類の真実性の観点では、書類の保管状況や調査チームへの提出方法が重要な情報となる場合があります。通常と異なる場所に保管されていた書類や原本が提示されない書類には注意が必要です。

2. インタビュー

インタビューも不可欠な手続です。特に不正の実行者・関係者に不正への関与を認めさせるインタビューは最終的な手続といえます。当該手続は綿密な準備を必要とします。必要な客観証拠の収集と分析は事前に完了していることが理想的です。自ら進んで不正を認める人はいませんので、調査チームから不正を証明する必要があります。また、提示した証拠や推論に対する反論に対して、その場で矛盾や不合理を見出すことは、事案の事実関係を事前に整理していなければ困難です。反論を事前に想定して質問や証拠提示の順番を考えておくことも必要です。

また、誰から実施するかという順番も重要です。「周辺から核心へ」「部下から上司へ」が基本です。インタビュー実施の事実も含めて内容を他言しないよう対象者に協力を求めますが、不正に関与している者同士の情報共有は防げません。インタビューでは、こちらの持つ情報が少なからず相手方に知られますので、情報流出の可能性を踏まえた順番付けになります。また、部下は上司に指示されたという正当化が可能であることから、比較的不正の事実を認めやすいという点もあります。

3. バックグラウンド調査

バックグラウンド調査は、公開情報や非公開情報に基づいて企業や個人の素性、資本関係、実績、評判等に係る情報を収集し、分析する手続です。不正関与者の職歴・犯罪歴の調査、法人の信用調査、反社会的勢力との関係調査等だけでなく、不正取引に関係する企業の実在性や不正関与者と共謀先の関係性の調査等も重要な調査項目です。このため、調査の初期段階で会社や不正関係者の背景理解のために実施することもありますし、特定の会社や関係者の関係性を深堀することもあります。

入手可能な公開情報は、国または地域によって異なるため、公開情報収集に際してはその国または地域の専門家に相談する必要があります。

4. デジタル・フォレンジック

デジタル・フォレンジックは、コンピュータなどの電子機器に残されている電子記録を収集し、分析する手続です。今日では企業のあらゆる活動に電子機器が利用されており、当該手続から必要な証拠が入手されることが少なくありません。他の手続に比べて費用が膨らむ傾向がありますが、重要な不正事案の場合、当該手続を実施せずに十分な調査を行ったことを主張することは難しいでしょう。

当該手続は、情報漏洩の調査やシステムの不正操作による不正行為の調査等で有効ですが、それ以上にメールレビューの有効性が知られています。近年ではメール・チャット等が主要なコミュニケーションですので、それらをレビューすることの有用性は容易に想像できます。当該手続が優れている点は、コミュニケーションの関与者が明確に記録されていること、そして発信者の認識や感情が客観的な文字として残っている点です。

5. 反面調査

反面調査は、取引先等を対象とした調査です。その入手経路から情報の信頼性が一定程度期待できる一方で幾つか実施上の留意事項があります。

まず、外部への情報漏洩が懸念されます。特に非公表案件の場合には、どの程度情報を開示して協力を求めるのか、あるいは全く違う名目で依頼する等を検討します。また、取引先等が共謀している場合、誤った情報を掴まされたり、不正の実行者に情報がフィードバックされる可能性があります。

ビジネス上の取引への悪影響に対する懸念もよく聞かれます。その主張には耳を傾けるべきですが、それが調査を矮小化するための単なる言い訳に過ぎない可能性には注意する必要があります。

6. 監視

監視は、特定の人物や関連する場所、物に対する継続的な観察による情報収集活動であり、調査対象者等に秘匿して行われます。例えば、従業員による棚卸資産の横領が疑われる場合に倉庫の出入りを監視することで不正な持出しの現場を確認し、外注先への架空発注が疑われる場合に現場を監視することで外注先の業務実態を確認します。

監視は、物理的な監視だけでなく、防犯目的や内部管理目的のために録画機器・録音機器等の監視機器を設置していれば、それらに記録された情報の調査を行う場合もあります。この他、コンピュータやデータベースに対する監視、電子メールやアクセスログの監視が行われる場合もあります。

事実認定

調査の結果、様々な調査手続から得た情報に基づき事実認定を行います。実際の調査では、不正の実行者から自白を得られない場合や、自白した不正実行者の記憶が曖昧なこともあるため、調査チームの事実認定が求められます。調査チームは、入手した情報から得られた客観的な事実を積み上げ、それらだけでは明らかになっていない点を明確にしつつ、調査チームとしての判断を下します。

例えば、不正実行者の上司が、当該不正を黙認した可能性が論点であるとき、「不正行為に関連するメールのCCに当該上司が含まれていた」という事実があり、当該上司は「そのメールからは不正行為を認識しなかった」と主張したとします。この時にメールの存在及び内容、当該上司は反論を踏まえて、当該上司は不正を認識したのかどうかを判断します。実際の案件ではもっと多くの情報が必要ですが、こうした状況に対して経験則や論理を以て調査チームとしての結論を下します。

お見逃しなく！

不正に関する仮説検証のための手続は、多くの留意点がありますが、手続自体は特別なものではなく、内容を聞けばその趣旨は容易に理解できます。しかしながら、仮説を踏まえて有効な手続を設計し、かつミスなく実行するにはやはり一定の経験が必要です。